

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名
議第120号	8	2土木費分担金	1河川費分担金	市町村営急傾斜地崩壊対策事業分担金
①市町村営急傾斜地崩壊対策事業分担金の負担割合、分担金額の積算の根拠は、				
・受益者の負担割合につきましては、急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例第3条の規定により10%となっています。 ・今回実施予定の、本耶馬溪奥畑地区と山国町の長尾野地区及び屋田川地区の3箇所の事業費合計（22,800千円）の10%で積算しています。				
②中津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例第5条の減免規定を適用しない理由				
※条例第5条 市長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、分担金を減額し又は免除することができる。				
※規則第6条第2号 災害その他市長が特別の理由があると認める者 半額				
※中津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例第5条の減免規定を適用しない理由は、				
・条例第5条及び施行規則第6条第2項の災害に係る分担金の減免規定の運用につきましては、急傾斜地の崩壊によって著しく家屋の損壊を受け、負担能力の低下に至っている場合等を想定していますので、今回事業予定しています3箇所には適用できないと考えています。				

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名
議第120号	42	3砂防費	15工事請負費	砂防事業
①市町村営急傾斜地崩壊対策事業の復旧工事の箇所、受益者数は、				
・本耶馬溪奥畑地区と山国町の長尾野地区及び屋田川地区の計3箇所です。奥畑地区：6,000（千円） 長尾野地区：7,000（千円） 屋田川地区：9,800（千円） 県補助率：40%（補助限度額2,700千円） ・受益者数につきましては、各地区それぞれ1名の計3名です。				
②補助対象の要件				
※補助対象となる要件は、				
・補助対象の要件 ①急傾斜地の高さが5メートル以上あり、かつ、傾斜度30度以上であるもの ②保全人家が1戸以上5戸未満であること ③現に崩壊が発生した場合又はその兆候がみられる場所で、人命に被害を及ぼすおそれがあること ④他に移転適地がないこと ⑤施設の用地に係る土地及び立竹木について、権利を有する者が無償提供を行う旨の同意があること				

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名
議第120	号 8	3災害復旧費分担金	2農林施設災害復旧費分担金	農地及び農業用施設災害復旧費分担金
①農地等災害復旧にかかる分担金の負担割合、分担金額の積算の根拠は、				
・受益者の負担割合につきましては、中津市農地等災害復旧事業分担金徴収条例第4条の規定により10%以内の額となっています。 ・積算根拠につきましては、中津市における過去の激甚災害に指定された年度の農地と農業用施設の平均補助率（95.90%）を参考に、今回の補助率を95%と想定し地元分担金を事業費の5%で積算しました。				
②県営土地改良事業分担金徴収条例別表との整合 ※県営土地改良事業分担金等徴収条例別表1及び中津市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例別表第1・2では、農道舗装の徴収率は3／100、農道整備・水路整備の徴収率は5／100となっている。 ※中津市農地等災害復旧事業分担金徴収条例第4条の10／100以内の額との整合が取れていないが、その点はどのように検討されたのか。				
・通常の土地改良事業で実施した水路等農業用施設事業分担金につきましては、条例で事業費の5%となっていますが、災害事業で実施した場合、補助率によっては通常の土地改良事業分担金を超える場合が考えられます。				
③負担軽減措置の考え方、旧中津市と旧下毛の負担割合の平等性 ※災害に対する国の手厚い補助、優良起債を鑑みれば、県営・市営土地改良事業よりも分担金は低くあるべきです。 ※そこで、旧下毛の分担金の負担軽減と併せて、災害復旧工事では旧中津市は分担金はなく、旧中津市内についても受益者負担の原則にそって、今後同様の分担金を徴収し、平等性を図る必要があるが、その点はどのように検討されたのか。				
・今回の災害復旧事業に係る受益者負担の全般的な市の考え方について、ご答弁申し上げます。 ①先ず最初に、農地等災害復旧事業分担金についてですが、今回の被害の甚大さに鑑み、現行制度では復旧事業費の10%以内となっていますが、国からの補助残額の2分の1を市が負担する内容で考えているところです。 ②災害復旧事業に係る分担金を徴収する区域につきましても、災害復旧事業分担金徴収条例で定めているところですが、旧中津地区管内はその適用範囲に含まれていません。 - 従いまして、旧中津地区と旧下毛地区との個人負担額の均衡など制度上の課題を改善するため、分担金の軽減措置と合わせ市全域を対象にした制度の見直しを検討して参りたいと考えています。 ③国費災害に該当しない40万円以下の災害に係る、農地等の災害復旧工事補助金につきましては、現在、激甚災害の適用を受けた場合には復旧工事費の70%を補助する内容になっていますが、災害救助法や激甚災害の適用など、災害の程度により補助率を引き上げることができるよう制度の見直しを検討して参ります。 ④水路の土砂撤去及び用水ポンプの貸出などは市の負担で、燃料費は地元負担としていましたが、災害救助法や激甚災害の適用を受け、更なる農家負担の軽減を図るため、燃料費を含む応急復旧工事につきましては、市で対応するよう検討しているところです。 - 以上のような基本的な考え方で、今回の災害から適用となるよう検討して参りたいと考えています。				
④旧中津市についても分担金を徴収する方向で検討中であるとのことであるが、いつから徴収するのか。				
・分担金条例の一部改正を12月議会に上程予定であり、旧中津分は不利益不遡及の原則により施行日以降の災害から適用します。旧下毛の市1／2負担については、今回の災害（7月）に遡って適用します。 ・補助金は、旧中津、旧下毛とも今回の災害（7月）に遡って適用します。				

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名
議第120	号 10	3災害復旧費県負担金	1農林施設災害復旧費負担金	農地及び農業用施設災害復旧費負担金
①農地災害復旧事業の国の補助対象経費の額、補助率は、				
・農地災害：436,560千円 122件 農業用施設災害：566,900千円 108件 補助対象経費の総額：1,003,460千円 計230件（内旧中津市管内1箇所） ・補助率につきましては、農地で50%、農業用施設は65%の普通災害の基本補助率で積算をしています。 農地：436,560*0.5=218,280千円 施設：566,900*0.65=368,485千円 歳入計：586,765（千円）				
②国の補助率かさ上げの見通しは、				
・補助率嵩上げの見通しは、普通災害の嵩上げに加え激甚災害に指定された場合は更に嵩上げされます。 ・また、最終的な補助率につきましては、国の災害査定が全て終了し、補助採択事業費及び耕作者数が確定した時点で確定することになります。 ・尚、過去の事例（平成19年激甚指定災害）によりますと、農地で94.2%、農業用施設で95.9%の実績がございます。				

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名
議第120	号 13	10災害復旧債	1農林水産施設災害復旧債	農地及び農業用施設災害復旧債
①農地等の災害復旧工事の起債対象事業、起債額の積算の根拠、充当率は、				
・起債対象事業は、補助災害に係る230箇所の災害復旧工事です。 ・災害復旧工事費10億346万円で、これから県支出金5億8,676万5千円と地元分担金5,010万3千円を引いた3億6,659万2千円が起債対象事業費になります。 ・充当率は、農地及び農業用施設に対する災害復旧事業債の場合90%であり、先程の起債対象事業費に乗じた額3億2,990万千円が災害復旧事業債となっています。				
②交付税参入率は、				
・交付税算入率は、後年度の元利償還金に対して95%です。				

議案番号		ページ	目	節	説明欄の事業名
議第120	号	60	1農地及び農業用施設災害復旧費	15工事請負費	農地及び農業用施設災害復旧事業
				19負担金補助及び交付金	
①農地等の災害復旧工事の工事箇所数、国の補助対象、補助対象外の内訳、工事費の積算の根拠、国の補助対象の要件は、					
・復旧工事箇所数；中津市管内：4箇所（農地1箇所、施設3箇所） 内単独施設3箇所 三光管内：17箇所（農地15箇所、施設2箇所） 本耶馬溪管内：22箇所（農地14箇所、施設8箇所） 耶馬溪管内：80箇所（農地32箇所、施設48箇所） 山国管内：111箇所（農地60箇所、施設51箇所） 内単独施設1箇所 計 234箇所（農地122箇所、施設112箇所） 内単独施設4箇所 ・復旧工事箇所数234箇所の内、補助対象箇所数は230箇所となっています。 ・補助対象外の内訳は、中津管内の農業用施設災害の3箇所と山国管内の農業用施設災害の1箇所の計4箇所です。 ・積算の根拠となる1箇所工事の考え方は、連続若しくは近接する被災箇所をまとめて1箇所と見なし、その箇所毎に概算額で積算しています。 ・国の補助対象の要件は、1箇所の工事費用が40万円以上の被災箇所が対象となりますが、被災箇所が150m以内の間隔で連続している場合は1箇所と見なします。					
①農地等災害復旧工事補助金の件数、1戸当たりの補助金額、補助率、限度額は、					
・補助金交付予定件数は、第1回臨時議会の7月補正予算の件数と合わせて約300件を予定しています。 ・1戸当たりの平均事業費を30万円と見込んで、その事業費の70%の21万円の補助金交付を予定しています。 ・激甚災害の適用を受けた年度の補助率は復旧工事費の70%となっています。 ・激甚災害の適用を受けた年度の補助限度額は28万円です。					
②補助対象の農地と150m以内から外れた農地の負担率の不均衡の解消					
※農地等災害復旧工事補助金について、国庫補助対象の農地と150m以内から外れた農地の負担率の不均衡が生じている。					
※今回の激甚災害指定では、国庫補助対象工事では補助率を95%とすると分担金は2.5%					
※国庫補助対象の農地と150m以上離れた農地は補助対象とならないため、中津市農地等災害復旧工事補助金交付要綱に基づいて補助率70%、個人負担率は30%となる。					
②補助率の増嵩の考え方					
※農地等災害復旧工事補助金について、今回の災害救助法の適用、激甚災害指定に限って、国の激甚指定のかさ上げ補助率の90%を適用し、少しでも不均衡の解消を図る必要があるが、その点はどのように検討されたのか。					
・農地の負担率の不均衡の解消に向けて、査定設計書を作成する段階から、1箇所工事の範囲を有効に活用し、単独の災害復旧工事が可能な限り発生しないような工事発注に努めて参りたいと考えています。 ・農地等災害復旧工事補助金は、農地等災害復旧工事補助金交付要綱により、国費災害（40万円以上）に該当しない災害復旧工事の救済措置として設けられている市単独の制度です。 ・今回の災害では、災害復旧工事を実施した人に対し70%の補助率が適用されることになっていますが、災害救助法や激甚災害の適用を受けた災害については、この補助率を引き上げることを検討しているところです。					

議案番号		ページ	目	節	説明欄の事業名
議第120	号	62	2河川堤防災害復旧費	15工事請負費	河川堤防災害復旧事業
①市管理の河川の復旧工事の箇所数、復旧の形態（現状復旧のみか） ※復旧工事の箇所数？ ※復旧の形態については、原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形復旧が困難または不適當な場合の復旧、施設を統合する復旧等が考えられるが、原形復旧のみか。					
・復旧工事の箇所数 三光管内：3箇所 本耶馬溪管内：9箇所 耶馬溪管内：24箇所（内単独2箇所）山国管内：30箇所 計 36河川 66箇所（内単独2箇所） ・河川等の災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法で定められており、その復旧方法につきましては被災した施設と位置、形状寸法、材質の等しい施設に復旧する原形復旧を原則としています。従いまして、原形復旧することが技術的に不可能な場合等以外は原形復旧を基本に考えています。					
②洪水に耐えうる構造の検討は、 ※今回の豪雨災害で被害の出た河川護岸の復旧に当たり、同様の豪雨に耐えうる構造にすべきと考えるが、その点はどのように検討されたのか。					
・河川等の災害復旧事業は、災害の未然防止、或いは積極的に施設の効用を増大する事業ではなく、公共土木施設が災害を被った場合に、その施設の従前の効用を速やかに回復して、公共の福祉を確保することを目的とすると、されています。しかし、洪水対策として防災機能の高い河川については、今後、河床掘削や堤防の嵩上げ等の改良工事を加え施工することも検討して参りたいと考えています。					

議案番号		ページ	目	節	説明欄の事業名
議第120	号	62	3橋りょう災害復旧費	15工事請負費	橋りょう災害復旧事業
①橋りょうの災害復旧工事の箇所数、復旧の形態（現状復旧のみか） ※復旧の形態については、原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形復旧が困難または不適当な場合の復旧、施設を統合する復旧等が考えられるが、原形復旧のみか。 ※名勝耶馬溪に指定され、市の文化財も指定されている馬溪橋やオランダ橋の復旧工事の内容は、 ・ 橋梁の復旧箇所の補助対象分は、本耶馬溪支所3橋、耶馬溪支所7橋、山国支所7橋の計17橋。市単独分は、耶馬溪支所1橋、山国支所1橋の計2橋で、合計19橋 ・ 復旧の形態は、今回、被災し復旧費を計上しました19橋で全損の橋梁はありません。全損の場合は新基準により建設することができますが、一部でも残っておれば原形復旧が原則となります。しかし、豪雨災害が7月3日、14日と2度発生したことや橋梁によっては流木により被害を拡大させたことを踏まえ、現在、個別の橋梁の整備方針を検討しているところです。いずれにしても、個別の状況を十分考慮の上、原形復旧を行うのか、質的改良を加えるのかを現在、検討しているところです。 ・ 馬溪橋、高欄L＝53.7mの復旧と橋脚1基の一部補修となりますが、地元からも撤去架け替えの要望書が提出されています。国は河川整備計画の見直しを行っているとお聞きしていますので、整合性を図り、整備方針を決定したいと考えます。 ・ オランダ橋（耶馬溪橋）につきましても豪雨時の通水の大きな阻害要因となっていますが現時点では原形復旧（高欄復旧L＝105m）としていますが、国の整備計画が出された時点で再度検討の上、復旧方法を決定したいと考えます。					
②洪水に強い橋りょうの検討は、 ※今回の豪雨災害で被害の出た橋りょうの復旧に当たり、同様の豪雨に耐えうる構造にすべきと考えるが、その点はどのように検討されたのか。 ※地元から架け替え要望の出ている馬溪橋の今後の改修工事の考え方は、					
・ 今回の豪雨災害により被災した橋梁は、地元の復旧意向調査を踏まえ、山国川の河川整備計画との整合を図り検討したいと考えています。 ・ 新しく橋梁を架け替える場合は現在の耐震基準等に適合した強い橋梁の建設を行えますが、質的改良を加える場合も強度等を十分考慮し、復旧を進めたいと考えます。					

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名
議第122号	15	1特定環境保全公共下水道施設災害復旧費	13委託料	浄化センター災害復旧事業
①委託の内容、委託料の積算根拠 ※山国浄化センターの復旧にかかる、委託の内容、委託料の積算根拠は、				
・災害復旧の内容は、山国浄化センターの機械電気設備の点検や修繕、部品の取替え及び場内整備となっています。 ・復旧費用の積算根拠ですが、積算につきましては、下水道施設の設計積算要領に基づき算出をしており、費用の内訳としましては、汚泥処理施設、水処理施設、外構工事に要する費用です。				
②設備のかさ上げ等の浸水対策は、 ※山国浄化センターの災害復旧にあたり、単なる原形復旧では再度浸水する可能性がある。 ※電気・機械設備のかさ上げ等の対策を講じる必要があると考えるが、どのような対応を予定しているのか。				
・今回の災害における浸水や土砂流入の状況を踏まえ、より効果の高い方法として山国浄化センター敷地内の外周（一部）に土砂等の流入を防止するため、約1メートルの擁壁を設置するよう計画しております。				

議第137 議題138 報告27	号	市営住宅の家賃の滞納に伴う訴えの提起	
		①市営住宅の家賃の滞納に伴う提訴予定者の滞納月数、1年以上滞納者の数、10万円以上の滞納者の数 ※市営住宅の家賃の滞納に伴う、訴えの提起について、各提訴予定者の滞納月数、1年以上滞納者の数、10万円以上の滞納者の数は、	
		・ 提訴予定者等の滞納の月数（議案対象者及び専決対象者は、議第137号の1名は163ヶ月分、1名は112ヶ月分、議第138号の1名は51ヶ月分、報告第27号の1名は84ヶ月分です。 ・ 平成24年6月1日現在、住宅入居者で12ヶ月以上の滞納者数は106人、10万円以上の滞納者数は119人です。	
		②訴えの提起を行う滞納額等の基準は、 ※家賃の滞納に伴う訴えの提起を行う滞納額等の基準は、	
		・ 訴え基準については、「法的措置移行に伴う滞納者」の訴訟提起基準（6項目）を定め、対応を行っております。 【訴訟提起基準】は、 ・ 原則12ヶ月以上の滞納があり、滞納額が増加傾向にある者 ・ 再三、納付指導を行うも、平然とそのままの状態を繰り返し、納付が見込めなく、特に悪質な者 ・ 再三、催告状を送付しても、何も措置（反応等）しない者 ・ 入居者が家賃の「納付誓約書」を提出したにも拘らず、約束を履行しない者 ・ 連帯保証人において、納付拒否を行っている者 ・ 滞納月・金額に限らず、住宅管理する上で特に問題（他の入居者に迷惑をかける悪質な行為等）がある者	
		③12ヶ月以上の滞納が106人もいるが、今後の提訴の見通しは、	
		・ 訴えの提起をせずに済むように、滞納整理に努めて行きます。	